

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成20年9月17日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「〇〇北工区〇〇〇〇〇〇 〇〇南工区〇〇 下請届 写真 施工体制台帳 工事資料 〇〇〇〇〇〇」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「〇〇北工区〇〇〇〇〇〇〇（以下「北工区」という。）及び〇〇南工区〇〇〇〇〇〇〇（以下「南工区」という。）の①下請届、②施工体制台帳、③工事写真、④工事資料」を特定した上で、別紙のとおり、北工区の①及び南工区の①についてはその一部が条例第7条第2号及び第3号に該当することを理由として、北工区の②及び③並びに南工区の②については存在しないため、北工区の④並びに南工区の③及び④についてはその一部が条例第7条第2号に該当することを理由として、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年9月26日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成20年10月15日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成20年12月5日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分を破棄し全部開示を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。
条例第1条、第7条第2号ただし書イ、同条第3号ただし書ロ及びハ並びに第9条

を適用し、社会正義実現、社会秩序の維持及び公共の福祉の向上のため、全部開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、概ね次のとおりである。

1 北工区の①及び南工区の①の一部非開示

現場代理人は、工事請負契約書第10条に基づき工事ごとに設置されるものであり、その氏名は、工事期間中は工事看板等により工事責任者として公にされているが、竣工後は公にされることはなく、何人も知り得る状況に置かれておらず、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当すると判断し、非開示とした。

見積書の単価及び金額については、各下請業者の経営方針等に関する情報又は営業上のノウハウに関する情報であり、公にされているものでなく、当該情報を開示することで法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、また、支払時期及び方法については、各下請業者の財務状況や経営方針等に関する情報であり、公にされているものでなく、当該情報を開示することで、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当すると判断し、非開示とした。

2 北工区の②及び③並びに南工区の②の不存在

(1) 施工体制台帳

施工体制台帳は、下請契約の総額が3千万円以上となる工事について提出が義務づけられているものであり、それ未満の工事については提出する必要がない。いずれの工事も下請契約の総額が3千万円未満であるため、施工体制台帳が提出されておらず、北工区の②及び南工区の②については存在しないため非開示とした。

(2) 工事写真

設計図書に示された施工段階で、出来形、品質、規格、数値等を監督員が臨場等により確認する段階確認において、監督員がやむを得ず臨場確認ができない場合に、監督員の指示により工事写真等の記録を整備提出させるほか、中間検査、出来形検査及び竣工検査時に提出させることとしているが、北工区は施工中であり、工事写真の提出を求めておらず、北工区の③については存在しないため非開示とした。

3 北工区の④並びに南工区の③及び④の一部非開示

(1) 工事写真

南工区の③については、当該工事に従事している作業員が撮影されており、元請負業者又は下請負業者の従業員等としての個人の活動に関する情報であり、また職歴を示すものである。また、当該工事写真については公にされるものでもなく、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当すると判断し非開示とした。

(2) 工事資料

北工区の④及び南工区の④のうち、現場代理人の氏名については、前記1と同じ理由により、条例第7条第2号に該当すると判断し、非開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、北工区及び南工区に係る①下請負届出書、②施工体制台帳、③工事写真及び④工事資料である。

2 本件対象公文書の存否について

(1) 本件対象公文書北工区の②及び南工区の②の存否について

実施機関は、施工体制台帳は、下請契約の総額が3千万円以上となる工事について提出が義務づけられているものであり、いずれの工事も下請契約の総額が3千万円未満であるため、施工体制台帳が提出されておらず、したがって、本件対象公文書北工区の②及び南工区の②については存在しないため非開示とする本件処分を行ったと説明する。

本件対象公文書北工区の①及び南工区の①の記載によれば、元請契約及び下請契約の金額はいずれも3千万円未満であることが確認できる。したがって、本件対象公文書北工区の②及び南工区の②は存在しないという実施機関の説明は不自然・不合理ではない。よって、本件対象公文書北工区の②及び南工区の②について存在しないことを理由に非開示とした本件処分は妥当である。

(2) 北工区の③の存否について

実施機関は、当該工事は施工中であり、工事写真の提出を求めておらず、したがって、本件対象公文書北工区の③は存在しないため非開示する本件処分を行ったと説明する。

実施機関の土木工事施工管理基準において、工事写真は監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならないこととされているところ、施工中である当該工事について工事写真の提出があったと推測すべき事情が認められないことから、本件対象公文書北工区の③は存在しないという実施機関の説明は不自然・不合理ではない。よって、本件対象公文書北工区の③について存在しないことを理由に非開示とした本件処分は妥当である。

3 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項等について

(1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として非開示とすることを定めたものである。

その一方で、同号ただし書きにおいて、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については開示することとして

いる。何人も知り得る状態に置かれている情報については、個人の権利利益の保護の観点からは非開示とする必要がないためである。

また、条例第3条第1項において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示とすることを規定している。

これは、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重しつつ、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、公にすることにより、事業を行う者の競争上の地位又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

その一方で、同号ただし書イにおいて、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、同ロにおいて、「違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、同ハにおいて、「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であつて、公にすることが公益上必要であると認められるもの」については、開示することとしている。これは、法人等の事業活動により、現に発生しているか、又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要とされる情報については開示するという趣旨である。

(3) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しており、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

4 非開示条項該当性等の具体的検討について

上記3で示した非開示条項及び裁量的開示の規定を基準として、実施機関が非開示とした情報が条例で定める非開示情報に該当するか否か及び公益上の理由による裁量的な開示が適用されるか否かについて具体的に検討する。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

本件対象公文書南工区の③において非開示とされているのは、写真内の人物である。また、本件対象公文書南工区の④において非開示とされているのは、個人の氏

名である。これらは、いずれも条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当するものであることは明白である。

また、以上の非開示とされている情報は、いずれも法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。なお、現場代理人に関しては、その氏名は、工事期間中は工事現場の工事看板等に掲出されているが、それは一時的に限られた場所において確認できるに過ぎないので、何人も知り得る状態にあるとは言えず、条例第7条第2号ただし書イに該当するものとは認められない。

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）該当性について

実施機関は、本件対象公文書北工区の①及び南工区の①に係る見積書に記載された単価及び金額並びに建設工事下請負契約書に記載された支払時期及び現金：手形の割合を非開示にしている。単価及び金額は、各下請業者の経営方針等に関する情報又は営業上のノウハウに関する情報であり、公にされているものでなく、当該情報を開示することで法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号に該当すると判断し、非開示としたと実施機関は主張する。また、支払時期及び現金：手形の割合は、各下請業者の財務状況や経営方針等に関する情報であり、公にされているものでなく、当該情報を開示することで法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号に該当すると判断し、非開示としたと実施機関は主張する。

建設工事下請負契約書及び見積書は、公共工事の下請契約及びその下請契約を締結するに当たり作成された書類であり、いずれも企業間の取引に係る書類である。そして、非開示とされた見積書に記載された単価及び金額は、下請業者が見積額を算出する際の積算内訳が分かる情報であり、当該下請業者の経営方針に関する情報及び営業上のノウハウに関する情報と認められ、これらが公開されると当該下請業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。また、非開示とされた建設工事下請負契約書に記載された支払時期及び現金：手形の割合は、元請業者と下請業者の間で締結された契約の内容の一部が分かる情報であり、両者の経営方針及び財務状況に関する情報並びに営業上のノウハウに関する情報と認められ、これらが公開されると当該元請業者及び下請業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。よって、本件対象公文書北工区の①及び南工区の①に係る見積書に記載された単価及び金額並びに建設工事下請負契約書に記載された支払時期及び現金：手形の割合については、条例第7条第3号の非開示情報に該当すると認められる。

さらに、同号ただし書に規定するいずれかの情報に該当するか否かについて検討すると、上記において非開示が妥当とした情報について、法人の正当な利益を保護する必要性を超えて開示すべき特段の理由は認められず、したがって、同号ただし書いずれにも該当しないものと認められる。

(3) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の適用の可否について

異議申立人は、条例第9条の適用による開示を求めているものの、同条が適用さ

れるべき公益上の理由についての具体的な主張はなされておらず、上記（１）及び（２）において非開示とされている情報を保護する利益に優越する公益上の理由は特段見当たらないことから、条例第９条を適用する必要性は認められない。

（４）公文書一部開示決定通知書の記載等について

実施機関は、公文書一部開示決定通知書において、前記（１）及び（２）のほか、本件対象公文書北工区の①及び④並びに南工区の①について条例第７条第２号該当を理由に個人情報として非開示とする記載を行っているが、実際にこれらの文書に個人情報として非開示とした部分は存在しておらず、公文書一部開示決定通知書の当該記載は適正なものではない。

しかしながら、個人情報として非開示とした部分が存在しないことは、開示行為により明らかとなっていることから、当該非開示の決定については、決定通知書の一部に不適正な記載が認められるものの、開示行為を含めて判断すると妥当である。

また、本件対象公文書北工区の①及び南工区の①に係る見積書について、実施機関が実際に開示した公文書を確認したところ、見積書頭書の合計額は開示している一方で、最下欄の合計額は開示していないことが認められるが、公文書一部開示決定通知書の記載においては合計額を非開示としていない。こうしたことからすれば、実施機関は開示の実施に当たって最下欄の合計額を誤って非開示の扱いとしたものと考えられる。

この点については、非開示とされている情報は他の箇所で開示されていることから、実質的な問題は生じないとしても、審査会としては、実施機関には、今後、開示に当たっては慎重かつ適切に事務処理を行うよう望むものである。

５ その他

異議申立人は、上記の条例第７条第２号ただし書イ、同条第３号ただし書ロ及びハ並びに第９条のほか、条例第１条を理由に開示を求めているが、同条は条例の目的を明らかにしたもので条例全体の解釈の指針となるものではあるが、開示の可否の決定の根拠となるものではない。

６ 結論

以上により、実施機関が、公文書一部開示決定をした本件処分については、決定通知書の一部に不適正な記載が認められるものの、開示行為を含めて判断すると妥当であると認められることから、「第１ 審査会の結論」のとおり判断した。

第６ 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成２０年１２月５日	実施機関から諮問を受けた。

平成21年 1 月 23日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成21年 3 月 5 日	異議申立人から意見書が提出された。
平成21年 3 月 11日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成21年 4 月 24日 (審査会第2回目)	事案の審議を行った。
平成21年 5 月 22日 (審査会第3回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成21年 6 月 26日 (審査会第4回目)	異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成21年 10月 9 日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成21年 11月 13日 (審査会第6回目)	事案の審議を行った。
平成22年 2 月 4 日 (審査会第7回目)	事案の審議を行った。
平成22年 3 月 15日 (審査会第8回目)	事案の審議を行った。
平成22年 4 月 23日 (審査会第9回目)	事案の審議を行った。
平成22年 5 月 28日 (審査会第10回目)	事案の審議を行った。
平成22年 6 月 25日 (審査会第11回目)	事案の審議を行った。
平成22年 7 月 29日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
藤 田 奈 美	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
森 義 郎	元岡山県農業信用基金協会 専務理事	

別紙

開示しない部分		開示しない理由
北工区	①下請届 見積書の単価、金額 支払いの時期及び方法 主任技術者以外の個人情報	条例第7条第2号該当 個人の情報であって、特定の個人を識別することができるため 条例第7条第3号該当 法人その他の団体に関する情報で、事業運営上の地位などが損なわれるため
	②施工体制台帳 ③工事写真	存在しないため
	④工事資料 県職員、主任技術者以外の個人情報（氏名、写真等）	条例第7条第2号該当 個人の情報であって、特定の個人を識別することができるため
南工区	①下請届 見積書の単価、金額 支払いの時期及び方法 主任技術者以外の個人情報	条例第7条第2号該当 個人の情報であって、特定の個人を識別することができるため 条例第7条第3号該当 法人その他の団体に関する情報で、事業運営上の地位などが損なわれるため
	②施工体制台帳	存在しないため
	③工事写真 県職員、主任技術者以外の個人情報 ④工事資料 個人情報（氏名、写真等）	条例第7条第2号該当 個人の情報であって、特定の個人を識別することができるため